

低所得の子育て世帯を支援するため給付金を支給します

問 こども家庭課☎内線1733、1734

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

対象児童
1人につき
5万円

■ 支給対象者

下記①～③のいずれかに当てはまる方

※ひとり親世帯以外の子育て世帯分の給付金を受け取った方を除く。

①令和5年3月分の児童扶養手当を受給している方、または令和5年4月分の児童扶養手当を新規で受給している方（全部支給停止者を除く）

②公的年金等^{*}を受給していることにより、令和5年3月分または4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る）

※「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。

③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

■ 支給額

対象児童1人当たり一律5万円

児童の範囲：18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（児童に政令で定める程度の障がいのある場合は20歳未満）

■ 給付金の支給手続き

①に該当する方 → 申請不要

令和5年3月分または4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込み（対象の方には振込日等の詳細を通知しました）

②・③に該当する方 → 申請が必要です

【申請期間】

6月5日（月）～令和6年2月29日（木）（必着）

※詳細については市ホームページをご確認ください。

牛久 子育て世帯生活支援特別給付金 🔍 検索



令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）

対象児童
1人につき
5万円

■ 支給対象者

下記の①または②に当てはまる方

※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く。

①令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）の支給対象者であった方

②令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合、20歳未満）を養育する父母等（令和6年2月29日までに生まれた新生児等も対象）であって令和5年度住民税（均等割）が非課税の方、または令和5年1月1日以降の家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

■ 支給額

対象児童1人当たり一律5万円

■ 給付金の支給手続き

①に該当する方 → 申請不要

（対象の方には振込日等の詳細を通知しました）
※令和4年度給付金の支給算定対象児童分のみ

②に該当する方 → 申請が必要です

【申請期間】

6月5日（月）～令和6年2月29日（木）（必着）

※令和6年2月29日までに生まれた新生児等、新たに給付金の対象となる児童がいる場合にも申請が必要です。

※詳細については市ホームページをご確認ください。

牛久 子育て世帯生活支援特別給付金 🔍 検索

